

事務連絡
令和4年7月25日

市立保育所保護者様

西宮市保育所事業課長

新型コロナウイルス感染症に係る市立保育所の対応について

平素は、本市の児童福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

令和4年7月以降、全国各地で急速に感染が拡大しており、今後もオミクロン株のB A. 5系統への置き換えによる感染拡大が予想される中、保育所では引き続き陽性者の行動調査や接触者への行動制限、基本的感染対策の徹底が求められます。

このたび、令和4年7月15日付の国の基本的対処方針で「社会経済活動をできる限り維持しながら、効果が高いと見込まれる対策を機動的・重点的に取り組むこと」と示されたことや、令和4年7月22日付の厚生労働省の事務連絡で濃厚接触者に求める自宅等での待機期間および待機解除のための陰性確認期間が短縮されました。これらを受けて、改めて西宮市保健所と協議した結果、オミクロン株の特徴（潜伏期間と発症期間が短い）を踏まえ、市立保育所の対応を次のとおりといたします。

なお、この対応については、感染状況や国県からの要請等を踏まえ、今後変更する場合がありますので、ご了承ください。

記

陽性が確認された児童が感染可能期間に登所していた場合の健康観察の対応

陽性者の発生したクラスの児童等、一定の接触があったと考えられる児童は、原則、陽性者との最終接触日を0日として**4日間**の自宅での健康観察とする。

(5日目から登園可)

但し、**3日目以降**に自主的にPCR検査等を実施し、陰性が確認された場合は**検査日から登園可能**。

※ 濃厚接触者の特定は約1メートルで15分以上の接触があった者が要件の一つとなっていますが、周辺の環境や接触の状況等個々の状況を把握したうえで総合的に判断することとされています。集団保育の中で全児童の個別の接触状況を完全に把握することはできないため、濃厚接触者の特定は困難となります。ただし、児童のマスク着用や距離の確保等の基本的な感染症対策が困難な場合は同室で保育があった児童に対し自宅での健康観察を要請しています。

【問合せ先】西宮市 保育所事業課 管理チーム TEL 0798-35-3184
事務チーム TEL 0798-35-3164